

「新事業進出・ものづくり商業サービス補助事業」事務局公募に係る質問回答書

No.	該当資料	ページ	質問	回答
1	全般		見積における人件費単価について、経済的な状況に応じた賃上げが発生した場合、将来的に見直しを行うことは可能でしょうか。	受託事業者は、200億円（消費税及び地方消費税額を含む。）を超えない範囲で中小機構が相当と認める金額（以下「委託費用」という。）について中小機構と委託契約を締結することとなります。ただし、令和14年度末以降の残存する業務等については、予算措置や業務継続の必要性等を踏まえ、委託契約期間の延長等に関し中小機構と協議いただくものとします。
2	全般		長期の契約となるため、将来、コンソーシアム構成員において事業期間中に会社の組織再編等で企業の名称変更や分社・統合等が起こる可能性があります。この場合には計画変更届を提出し承認を受けるという考え方でよろしいでしょうか。必要な条件や認められないケースがあればご教示ください。	公募要領（別添1）II 2. 業務内容（5）指導監督等⑥のとおりとなります。
3	全般		現行の「新事業進出補助金」では補助事業者とリース会社との共同申請がありますが、現行の「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」ではリース会社との共同申請の仕組みがないとお見受けしております。本事業ではどちらを採用される予定でしょうか。	現時点では決まっておりません。
4	公募要領	P3	「本事業は令和8年6月までに補助金事業者向け公募要領を公開するものとし～」とありますが、公募要領は3冊それぞれで（つまり3冊）作成すると考えてよろしいでしょうか。またその際、現行の「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」と現行の「新事業進出補助金」の公募要領を踏襲する形を想定しているか、共通ルール化して再編集するか、どちらをお考えでしょうか。	現時点では、公募要領については、1種類（3冊を1冊）にまとめる想定となりますが、現行の「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」と「新事業進出補助金」の共通化できる部分は共通化するなどした後に最終的に決定いたします。
5	公募要領	P3	「令和8年度末までに公募回数は3回程度」と記載がありますが、公募時期については連続して切れ目なく公募するか、公募と公募の間にインターバルがあるか、体制検討の都合上必要なため現状のお考えをご教示いただけますようお願いいたします。	現時点では決まっておりません。 なお、現行の「ものづくり・商業・サービス生産性工場促進補助金」及び「新事業進出補助金」は公募期間が約3ヶ月程度となっております。
6	公募要領	P3,P19	令和9年度は、公募を行わない「前提」とした場合、補助事業者の事業実施期間に充てられる期間（以下）という理解で宜しいでしょうか。 （別添3）補助要件等について（P19） 類型①：交付決定から10か月以内（ただし採択発表日から12か月以内） 類型②及び類型③：交付決定から14か月以内（ただし採択発表日から16か月以内）	現時点の想定は、ご認識のとおりです。 ※ただし、別添3に記載の内容は差し当たってのものであり、今後、補助対象者の実情等を踏まえて変更となる可能性があります。
7	公募要領	P3	公募回数3回、採択予定件数6,000件とありますが、各応募回で、平均的な採択数を想定しているという理解で宜しいでしょうか。 （採択件数6,000件＝公募3回×2,000件採択）	ご認識のとおりです。
8	公募要領	P4	全省庁統一資格登録手続きにおいて、コンソメンバーに各都道府県の事業者がいる場合、「競争参加を希望する地域等」はどこになりますか？地元ブロックでよろしいでしょうか？それとも機構さま所在地の「関東甲信越」になりますか？	競争参加地域は問いません。
9	公募要領	P4	（16）④「・・・協定書又はこれに類する書類を作成すること。」と記載がありますが、応募時には、「協定書」は不要という理解しておりますが正しいでしょうか？	共同事業体を結成する場合には、共同事業体結成に関する協定書又はこれに類する書類の作成・提出が必要です。 公募期間中に当該協定書等の締結が困難である場合には、「共同企業体結成届及び委任状」【様式6】をご提出ください。その場合、採択者は契約締結時に協定書の提出が必要です。

No.	該当資料	ページ	質問	回答
10	公募要領	P4	「(16)より質の高い業務を遂行するため、共同事業体(本事業を共同して行うことを目的として複数の民間事業者により構成された組織をいう。以下同じ。)として参加することができる。その場合の要件については、次のとおりとする。①企画書等の提出時まで共同事業体を結成し、代表者を定め、他の者は構成員として参加すること。②代表者及び構成員は、中小機構が定める入札参加資格を満たしていること。③代表者及び構成員は、同一の企画提案において、他の共同事業体の代表者もしくは構成員となることはできない。④共同事業体結成に関する協定書又はこれに類する書類を作成し、公募期間中に5.4(4)提出書類と合わせて提出すること。なお、公募期間中に当該協定書の締結が困難である場合は、共同企業体結成届及び委任状【様式6】を提出すること。」と記載されていますが、共同事業体の全ての構成員の中から選定された代表者が契約手続を実施する形を想定されていますでしょうか。	共同事業体の全ての構成員の中から選定された代表者が契約手続を実施する形を想定しております。ただし、事業実施にあたっては、共同事業体の構成員全体が責任をもって履行していただくこととなります。
11	公募要領	P5	大容量転送サービス使用では10MBを超えるデータを一括して送付することができますが、当該サービスを活用してもかまいませんか？それとも、メール添付のみでしょうか？	メール添付を基本としておりますが、容量超過により送付が困難な場合には事前にご連絡ください。
12	公募要領	P5	提出書類の送付方法はメールとなっておりますが、提出に当たっての注意事項では紙媒体の提出も求められています。どのように解釈すればよろしいでしょうか。	令和8年2月24日付「『新事業進出・ものづくり商業サービス事業』に係る事務局の公募についての入札説明会」の資料をご確認願います。
13	公募要領	P5-6	提出資料の確認をさせていただきます。以下の認識で間違いありませんでしょうか。 1 法人の定款又は寄付行為⇒幹事団体のみ 2 法人の概要が分かる説明資料⇒幹事団体のみでパンフレット 3 過去3年の事業報告及び決算報告⇒幹事団体のみ 6 実施体制及び本業務に関わる事業部等の組織に関する説明書⇒コンソーシアム先各社における体制に関する説明のみで良いか。決算関係書類等組織に関する資料は不要か。 7 事務費内訳(様式3)⇒各コンソーシアム先ごとの費目別の内訳が必要か。	1 共同事業体に参画する全ての法人の提出資料が必須となります。 2 共同事業体に参画する全ての法人の提出資料が必須となります。なお、法人の概要が分かる説明資料の指定はございません。 3 共同事業体に参画する全ての法人の提出資料が必須となります。 6 共同事業体に参画する全ての法人について、各部署における、正社員・出向者・契約社員等の種別毎の配置人数(見込みでも可)とともに、業務実施に関わる事業部の体制を説明する資料が必須となります。なお、決算報告につきましては、上記3のとおりとなります。 7 「『新事業進出・ものづくり商業サービス補助事業』事務局運営業務」を実施するために必要な事務費の全ての額(消費税及び地方消費税額を含む。)を記載した内訳書が必要となりますが、各コンソーシアムごとの費用別の内訳までは求めておりません。
14	公募要領	P6	「事務費に対する委託・外注費の合計の割合が50%を超える場合は、これに加えて委託・外注費の額の割合が50%を超える理由書【様式4】を添付してください。」との記載があります。コンソーシアムで応募する場合、ここでいう「委託・外注費の割合」とは、コンソーシアム全体の事務費の合算からの割合とすべきか、コンソーシアム構成員ごとの割合とすべきか、いずれの解釈でしょうか。(後者の解釈となる場合、【様式4】はコンソーシアム構成員のうち、委託比率が50%を超える社のみ提出をすればよいのか、併せて回答いただけますと幸いです。)	コンソーシアム構成員ごとの割合となります。
15	公募要領	P6	プレゼンテーション資料の枚数上限がblankになっています。上限はありますか？	令和8年2月25日更新版「『新事業進出・ものづくり商業サービス補助事業』に係る事務局の公募要領」をご確認願います。
16	公募要領	P6	業務実施計画書【様式2】に記載する内容は「⑤プレゼンテーション資料のページ数」や「要約」を記載し参照いただく形式でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
17	公募要領	P6	⑥再委託、外注に関する費用の適切性を確認する資料について 委託・外注を行う業務ごとに用意する見積書の2者以上とは「選定先を含む2者」で認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
18	公募要領	P6	⑥再委託、外注に関する費用の適切性を確認する資料について 商習慣上、2者以上の見積取得が難しい場合(具体的には事務局の借料)、代替資料(賃料、共益費などが記載された物件資料など)の提出は可能でしょうか。	再委託、外注をするにあたり、ある1者しか当該サービスを提供できない場合等、2者以上の見積取得が困難であることが相当程度妥当である場合に限り、その旨を選定理由書に記載の上、代替資料を提出することを可とします。
19	公募要領	P7	「⑥提出された応募書類等は、中小機構において、審査以外の目的に提出者に無断で使用しません。審査の結果、事務局候補者として選定された者が提出した申請書類等の内容は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報(個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等)を除いて開示される場合があります。なお、契約にあたっては中小機構が指定する契約書様式を使用します。」と記載されていますが、「契約にあたっては中小機構が指定する契約書様式を使用します。」と記載いただいているところ、本事業では次の契約書様式(https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/gaisan/r6keiyaku_format.html 大規模事業)と同じものを利用される想定でしょうか。	ご提示いただいた契約様式 https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/gaisan/r6keiyaku_format.html (大規模事業)及び https://www.smrj.go.jp/procurement/bid/order/index.html (委託契約標準契約書)に準じた書式を使用します。
20	公募要領	P8	②本事業に関する問い合わせや意見、国の会計検査院による指摘、他補助金における問題点等、とあるが、現時点で特に改善すべきと想定している指摘、問題点等がございましたらご教示いただけますでしょうか。	会計検査院による検査結果をご参照ください。 https://www.jbaudit.go.jp/report/index.html
21	公募要領	P10	8(12)ドメイン廃止等の記載に関連してですが、ドメインの手配は貴機構の指示のもと、受託事業者での対応となりますでしょうか。	ご認識のとおりです。 なお、ドメインは「 smrj.go.jp 」となります。

No.	該当資料	ページ	質問	回答
22	公募要領	P11	「令和8年度末までに公募回数は3回程度」（公募要領P3 3.事業規模等3行目）と記載がある一方で、「本事業の実施期限については、原則、令和9年度末を期限として中小企業者等の新規受付及び採択を終了し、令和10年度末までに補助金の交付を完了するものとします。」との記載がございます。原則、令和8年度中に行われる3回の公募を対象とすると理解して差し支えないでしょうか。	ご認識のとおりです。
23	公募要領	P12	『② 採択後の業務 カ 通知書等の発送等に係る補助業務』とありますが、申請者への各種通知については、紙での郵送ではなく、所定の様式を満たしていれば電子的な通知でも問題ないでしょうか。	問題ございません。 ただし、別添1 II 2. 「（4）システムの構築」のとおり「※事業者（候補者含む）との連絡手段として、メール・チャット等電子ツールによる方法以外に電話や郵送での方法もご提案ください。」とされている点及び「事業管理に必要となる事項についての対応業務」において、実務上、個別の事情に応じて、電話や郵送での対応を求める場合があることをご留意ください。
24	公募要領	P12	「交付先全件に対して現地調査が前提」とありますが、グローバル枠の現地調査も必須ですか？	令和8年2月24日付「「新事業進出・ものづくり商業サービス事業」に係る事務局の公募についての入札説明会」の資料をご確認願います。
25	公募要領	P12	『現地調査に係る費用対効果を踏まえ、中小機構と協議の上、一部代替的な方法で実施することも可とします。』とありますが、実施する事業や設置される機器などによりZOOMなどカメラ通話でも精緻な調査が可能と想定される案件についてはそのような代替案の提案は可能でしょうか。	可能です。 ただし、「原則として交付先全件に対し現地調査（事前事後の準備や報告書作成等を含む）を実施していただくことを前提にご提案ください。」とされている点にご留意願います。
26	公募要領	P12	本事業は精算払い請求フローを元に事業者へ交付する認識ですが、概算払請求の想定はありますでしょうか。	事業者への交付において、概算払請求の想定はございません。
27	公募要領	P12	「事業化状況報告書は補助事業終了後5年間の報告義務があります」との記載より、補助事業者からの事業化状況報告書の回収・集計が必要と理解しています。現行の「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」においては、補助事業者の報告時期が4～5月に設定されている一方、「新事業進出補助金」では事業者の決算月により提出時期が異なる運用となっておりますが、本事業ではどちらの方式を採用するか決まっておりますでしょうか。	現時点では決まっておりません。
28	公募要領	P13	「本事業の周知・広報業務（SNS 広告、リスティング広告、広報誌への掲載、展示会への出展・開催等）」とありますが、「広報誌」とは中小機構様または経済産業省様が発行する広報誌を指しているか、さらに広い範囲（民間企業が発行する経済誌・専門誌等）を含むかご教示ください。	特段の指定はございません。 なお、業務目的である「申請希望者への的確な情報提供」という観点にご留意願います。
29	公募要領	P13	「補助事業の政策効果検証（EBPM）に係る補助的業務」とありますが、「補助的業務」とは補助金の申請により取得したデータの集計・提供等に留まるか、EBPMの一般的な手法や、指定された方法（過去から実施継続している手法）等を用いて事務局側で調査・分析まで行うのか、いずれになりますでしょうか。後者である場合は専門家、専門機関への再委託等の必要な場合があり費用の積算上必要なため、ご教示いただけますと幸いです。	EBPMの一般的な手法や、指定された方法（過去から実施継続している手法）等を用いて事務局側で調査・分析を行うところまでは求めておりませんが、データの集計・提供等のほか簡易な調査・分析等、補助的業務を行っていただく想定です。
30	公募要領	P13	「当該システムに関する所有権及び著作権等の一切の権利は、中小機構に帰属する」について、受託事業者が保有する既存パッケージやSaaSを利用する場合、権利は譲渡でき兼ねる場合があるため、その部分の権利帰属やライセンス扱いを事前にお伝えしたうえで、利用料を頂戴し貴機構にご利用いただくことを想定しておりますが、いかがでしょうか。	原則として、当該システムに関する所有権及び著作権等の一切の権利は、中小機構に帰属するものとします。 ただし、外部サービスや汎用プラットフォーム等、受託事業者によって権利を中小機構に帰属させることができないものについては、その限りではございません。なお、本項で記載する権利関連の課題有無に関わらず、受託事業者はシステム全体の構造とその権利等に関して、事前に中小機構への説明を行い、合意を得たうえで開発に着手することを前提とします。
31	公募要領	P13	2.業務内容- (4)システムの構築 に”当該システムに関する所有権および著作権等の一切の権利は中小機構に帰属”とあるが、今回の要件を満たすためにAI等の外部ソリューションの活用をした場合はその範囲に含まないという認識でよろしいでしょうか。	原則として、当該システムに関する所有権及び著作権等の一切の権利は、中小機構に帰属するものとします。 ただし、AI等の外部ソリューションを活用し、受託事業者によって権利を中小機構に帰属させることができない部分がある場合等には、その限りではございません。なお、本項で記載する権利関連の課題有無に関わらず、受託事業者は、システム全体の構造とその権利等に関して、事前に中小機構への説明を行い、合意を得たうえで開発に着手することを前提とします。
32	公募要領	P16	事務所（賃料）を共有する場合、例えば人数割りで按分するとして、光熱水料を同様の割合で按分してよろしいですか？（大規模な研究施設等ではない場合を想定しております。）	令和3年1月「委託事業事務処理マニュアル」（経済産業省大臣官房会計課）を踏まえ、按分してください。
33	公募要領	P16	専門員（本事業に従事される方）を「謝金」として支払うことは可能ですか？	令和3年1月「委託事業事務処理マニュアル」（経済産業省大臣官房会計課）を踏まえ、経理処理を行ってください。
34	公募要領	P17	今回の応募に際し、例えば、建築士を確保するために複数のコンサルタント会社と契約（外注）する場合、1案件100万円を下回れば見積もりは不要でよろしいですか？（人材確保のために、同様の業務を複数社に依頼する場合をイメージしております）	令和3年1月「委託事業事務処理マニュアル」（経済産業省大臣官房会計課）を踏まえ、経理処理を行ってください。
35	公募要領	P17	※「事務費」および「精算処理の対象業務」における一般管理費の違いを説明会にてご教授ください。	令和8年2月24日付「「新事業進出・ものづくり商業サービス事業」に係る事務局の公募についての入札説明会」の資料をご確認願います。
36	公募要領	P21-29	各様式のワードファイルを頂戴することは可能でしょうか。	令和8年2月25日追加版「公募要領（様式）（word）」をご確認願います。

No.	該当資料	ページ	質問	回答
37	公募要領	P29	(様式6)の位置づけを教えてください。また様式6は、応募時に必要ですか？※(様式1)の6の資料の一部でしょうか？	令和8年2月25日更新版「新事業進出・ものづくり商業サービス補助事業」に係る事務局の公募要領をご確認願います。
38	公募要領	P29	様式6の添付書類にある「構成員にかかる関連資格保有の確認書類」とは全省庁統一資格の審査結果通知書の写し(または調達ポータルの有資格者詳細の画面キャプチャ)等によろしいでしょうか。	全省庁統一資格の審査結果通知書の写し(または調達ポータルの有資格者詳細の画面キャプチャ)に限られません。
39	別紙1	P1	口頭(対面)審査について「一定の事業者」を対象とすると記載があるが、どのように選定するかの基準について現時点で想定されていることはあるか。見積に影響するので割合などをご教示いただけますでしょうか。	現時点では決まっておりません。 なお、業務の目的である「効率的かつ専門性を活かした迅速な審査」という点にご留意願います。
40	別紙1	P1	(3)その他の審査 加点・減点項目等の該当を確認するものとあるが、現時点で想定されている加点項目・減点項目をご教示いただけますでしょうか。	現時点では決まっておりません。
41	別紙1	P1	「採択審査にかかる業務について」項番2において「補助事業が申請する中小企業等の売上拡大や生産性向上に寄与し、付加価値額を向上させ、従業員の賃上げが達成できるかがポイントであり、申請する事業計画の実現可能性をいかに見極めるかが重要となります。」とあります。この点については、補助事業者の公募において、補助事業及び賃上げ達成の実現性を見極めるために、与信情報、財務面、業績等を含めた経営基盤がより評価されるべきと思料しました。このような観点で審査の仕組みを検討するという解釈でよろしいでしょうか。	ご質問の内容は一つの審査観点として推奨すべきと思料しますが、それに限らず実現可能性の高い申請を見極めるために有益と思われる、総合的な提案を求めます。
42	別紙1	P1	過去5年程度の指定された補助金事業で採用された際の事業計画を当初は事業者から提出させると書かれているが、もし事業者側で事業計画が紛失などした場合、中企庁もしくは中小機構側で準備していただくことは可能でしょうか。	各補助金の交付規程において、「補助事業終了後の5年間は適切に保管」としていることから、紛失などはないものと考えます。 なお、万が一、紛失などあった場合の対応については、現時点では決まっておりません。
43	別紙1	P1	将来的(第2回申請を想定)にAPIによるデータ連携を予定とあるが、中小機構の保有している事業計画のデータ形式(Excel,PDF等)をご教示いただけますでしょうか。	Excel、PDF、CSV等となります。
44	別紙1	P2	3 採択審査における審査観点 (3)申請事業者の経営指標(トラックレコード)等の評価について3年程度のトラックレコード等でも評価を行うということだが、一定期間のトラックレコードがある事業者のみが対象となるという理解であってよろしいでしょうか。(公平性の観点から、設立間もない事業者は対象外ということであってよろしいでしょうか。)	一定期間のトラックレコードがある事業者のみが対象となりますが、一方で、設立間もない事業者との公平性を考慮した採択審査となるよう、ご提案願います。
45	別紙1	P2	4 審査の方法の提案について (2)これまで活用した補助事業との整合性等の観点について「他補助金のデータを用いて生成AIを活用することにより事業計画の質的な内容の審査をアシストする」とあるが、「質的な内容の審査」とはどのような審査かをもう少し具体的にご教示いただけますでしょうか。	定量的な内容のみならず、定性的な内容についても生成AIを活用したいという趣旨となります。
46	別紙2	P7	「担保権設定承認申請・審査」について、現時点で想定されている対応内容についてご教示いただけますでしょうか。	現時点では決まっておりません。
47	別紙2	P7	「預り用資金払請求」について、現時点で想定されている対応内容についてご教示いただけますでしょうか。	現時点では決まっておりません。
48	別紙2	P10	3(1)ポータルサイトに「サイト内検索」機能がありますが、検索対象は「FAQ・お知らせ」等の静的コンテンツのみでしょうか。それとも、ログイン後の事業者が自身の過去の「申請データ」や「提出ファイル」の中身まで検索できる機能(全文検索等)が必要でしょうか。	特段の指定はございません。
49	別紙2	P16	イ クラウド利用方針-(ア)基本方針に「クラウド環境はセキュリティ担保の観点からプライベート化して構築する」とあるが、クラウドセキュリティ認証を受けたパブリッククラウドを利用する場合、プライベート化はIPアドレス制限などを実施することで満たすことは可能でしょうか。	クラウドセキュリティ認証を受けたパブリッククラウドを利用する場合のプライベート化について、その手法は問いません。 ただし、公募要領及び別紙2に記載のセキュリティ要件や不正対策の要件を満たしつつ、業務目的に記載のとおり、「利用者及び運営者双方が使いやすいシステムの構築」となるよう、ご留意願います。
50	別紙2	P20	エ 可用性 (ウ) サービス稼働率に「その他システム: 99.95%以上、とする。」の記述に関してチャットボットやFAQシステムでも同様となりますでしょうか。定期的なメンテナンスが発生する可能性があり、可能な範囲で確認させていただければ幸いです。	ご認識のとおりです。 ただし、定期的なメンテナンスの頻度等については別途協議するものとします。
51	別紙2	P22	(4)エ(イ)「多要素認証と高度な認証方式の導入」についてですが同等のセキュリティが取られていれば採用しなくてもよいでしょうか。	システム要件定義書につきましては、あくまで参考イメージとなりますので、同等以上のセキュリティ対策を講じていれば問題ございません。
52	別紙2	P22	(4)エ(イ)「多要素認証と高度な認証方式の導入」についてですが、通常の「ID・PW」と「メールへのワンタイムパスワード」の2要素で多要素とみなしてよろしいでしょうか。	システム要件定義書につきましては、あくまで参考イメージとなりますので、同等以上の多要素認証を講じていれば問題ございません。
53	別紙2	P22	(4)エ(ウ)「VPN接続許可のリアルタイム実施」について、同等のセキュリティが取られていれば、採用しなくてもよろしいでしょうか。	システム要件定義書につきましては、あくまで参考イメージとなりますので、同等以上のセキュリティ対策を講じていれば問題ございません。
54	入札説明会資料	P6	「事業化状況報告」について、ご提示いただいたフロー内では、朱色オブジェクトの「事業化状況報告」・「毎年度報告5回」と記載がありますが、考え方として、『事業実施初年度等の1回目報告 + 毎年度報告5回 ⇒ 計6回』の実施想定でしょうか。それとも、『事業実施初年度等の報告の実施は無し』で『毎年度報告5回』のみでしょうか。	現時点では前者の想定です。 なお、現行の「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」と現行の「新事業進出補助金」については、前者のとおりとなります。

No.	該当資料	ページ	質問	回答
55	入札説明 会資料	P18	<p>説明会において「企業名や個人名について該当箇所を全てマスキングしてください。」とありましたが、本公募の関連資料（① 公募申請書【様式1】、② 業務実施計画書【様式2】③ 事務費内訳【様式3】④ 実施体制及び本業務に関わる事業部等の組織に関する説明書⑤プレゼンテーション資料⑤'「サマリ版資料」⑥再委託、外注に関する費用の適切性を確認するための資料⑦ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組みの認定を受けていることが確認できる資料）の全てを「オリジナル版」「マスキング版」に分けて提出するという理解で合っておりますでしょうか。その際、⑥における再委託先の名称等もマスキングすべきでしょうか。</p> <p>※コンソーシアム企業が増える場合等において、④に付随する決算資料等の添付書類や⑦ワークライフバランス認証書類等のマスキングにかなりの時間を要するため、マスキングの範囲を詳細にご教示いただけますと幸いです。</p>	<p>ご認識のとおりです。 また、再委託先の名称等につきましても、マスキングが必要となります。</p>
56	採点表	P1	<p>係数(B)の配分についてご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>公開しておりません。</p>
57	採点表	P1	<p>1（4）決算公告の実施を含む法令遵守を行っているか。（「中小企業新市場進出促進補助事業」事務局公募申請書 4 事業実施計画書（様式2） 遵守確認事項に宣誓しているか。）とあるが、「新事業進出・ものづくり商業サービス補助事業」事務局公募申請書 業務実施計画書（様式2）と想定しているが相違ないでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>